

○名護市放課後児童健全育成事業補助金交付要綱

平成23年4月1日

告示第80—4号

改正 平成24年5月24日告示第94号

平成25年5月31日告示第94—2号

平成26年4月1日告示第58—2号

平成26年7月31日告示第124号

平成27年2月5日告示第15号

平成27年5月21日告示第115—2号

平成28年6月21日告示第120号

平成28年10月31日告示第169号

平成29年6月28日告示第145号

平成30年8月31日告示第147—2号

平成31年2月21日告示第18—2号

令和元年10月7日告示第168号

令和2年6月1日告示第135—2号

令和2年7月8日告示第157号

令和3年3月26日告示第63号

名護市放課後児童健全育成事業補助金交付要綱（平成14年告示第71号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この要綱は、名護市放課後児童健全育成事業実施要綱（平成23年告示第80—2号）に規定する児童クラブに対する補助金の交付に関し、名護市補助金等の交付に関する規則（昭和56年規則第8号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（補助の対象）

第2条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、次に掲げる事業とする。

- （1）放課後児童健全育成事業 平成31年3月29日子発0329第1号厚生労働省子ども家庭局長通知「放課後児童健全育成事業」の実施について（以下「通知」という。）の別紙「放課後児童健全育成事業実施要綱」の別添1「放課後児童健全育成事業」により行う事業
- （2）放課後児童クラブ環境改善事業 通知の別紙「放課後児童健全育成事業実施要綱」の別添2「放課後子ども環境整備事業（放課後児童クラブ環境改善事業）」により行う事業
- （3）障がい児受入推進事業 通知の別紙「放課後児童健全育成事業実施要綱」の別添3「放課後児童クラブ支援事業（障害児受入推進事業）」により行う事業
- （4）放課後児童クラブ送迎支援事業 通知の別紙「放課後児童健全育成事業実施要綱」の別添5「放課後児童クラブ支援事業（放課後児童クラブ送迎支援事業）」により行う事業

- (5) 放課後児童支援員等処遇改善等事業 通知の別紙「放課後児童健全育成事業実施要綱」の別添6「放課後児童支援員等処遇改善等事業」により行う事業
- (6) 障がい児受入強化推進事業 通知の別紙「放課後児童健全育成事業実施要綱」の別添7「障害児受入強化推進事業」により行う事業
- (7) 小規模放課後児童クラブ支援事業 通知の別紙「放課後児童健全育成事業実施要綱」の別添8「小規模放課後児童クラブ支援事業」により行う事業
- (8) ひとり親家庭学童利用料負担軽減事業 児童扶養手当又は母子父子家庭等医療費助成の受給者に対して利用料の減免を行っている場合に、第1号の事業を行う者に対して、加算金を支給する事業
- (9) 放課後児童クラブにおける要支援児童等対応推進事業 通知の別紙「放課後児童健全育成事業実施要綱」の別添9「放課後児童クラブにおける要支援児童等対応推進事業」により行う事業
- (10) 放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業 通知の別紙「放課後児童健全育成事業実施要綱」の別添10「放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業」により行う事業
- (11) 放課後児童クラブ等環境改善整備推進事業 平成31年2月19日子発0219第1号厚生労働省子ども家庭局長通知「放課後児童クラブ等環境改善整備推進事業の実施について」の別紙「放課後児童クラブ等環境改善整備推進事業実施要綱」により行う事業
- (12) 新型コロナウイルス感染症対策臨時休業時特別開所支援事業 新型コロナウイルス感染症対策に伴う小学校の臨時休業等により、春休み終了日の翌日以降（夏季、冬季、学年末などの休業日を除く。）、平日において午前中から開所するための経費を補助する事業
- (13) 新型コロナウイルス感染症対策臨時休業時特別開所人材確保支援事業 新型コロナウイルス感染症対策に伴う小学校の臨時休業等により、春休み終了日の翌日以降（夏季、冬季、学年末などの休業日を除く。）、平日において午前中から開所するための人材確保等に要する経費を補助する事業
- (14) 新型コロナウイルス感染症対策臨時休業時障がい児受入推進事業 新型コロナウイルス感染症対策に伴う小学校の臨時休業等により、春休み終了日の翌日以降（夏季、冬季、学年末などの休業日を除く。）、平日において午前中から障がい児を受け入れる場合に、必要な専門的知識等を有する者を配置するための経費を補助する事業
- (15) 新型コロナウイルス感染症対策臨時休業時障がい児受入強化推進事業 新型コロナウイルス感染症対策に伴う小学校の臨時休業等により、春休み終了日の翌日以降（夏季、冬季、学年末などの休業日を除く。）、平日において午前中から障がい児を3人以上受け入れる場合に、前号に加えて、必要な専門的知識等を有する者を配置するための経費を補助する事業
- (16) 新型コロナウイルス感染症対策利用料減免事業 市が新型コロナウイルス感染症の拡大防止を図るために、放課後児童クラブを臨時休業させた場合等の日割り利用料について、市が保護者へ返還する事業

(17) 新型コロナウイルスの感染拡大防止を図る事業 市が事業所等へ配布する子ども用マスク、消毒液等の卸・販社からの一括購入等その他事業所等の消毒、感染予防の広報・啓発など新型コロナウイルス感染症の拡大防止を図る

(補助金の算定方法)

第3条 補助金の交付額は、別表に定める補助基準額に基づき算定した額又は対象経費の支出額から寄付金その他の収入額を控除して算定した額のいずれか低い方の額を、予算の範囲内で交付するものとする。この場合において、算出された額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、名護市放課後児童健全育成事業補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、4月30日までに市長に提出しなければならない。ただし、市長が特に必要があると認めるときは提出期限を変更することができる。

- (1) 事業計画書
- (2) 補助金所要額調書
- (3) 役員名簿
- (4) 児童名簿
- (5) 収支予算書
- (6) 指導員調書
- (7) 傷害保険証の写し
- (8) その他市長が必要と認める書類

(補助金の交付決定)

第5条 市長は、前条による申請書を受理したときは、当該申請に係る書類の審査及び必要に応じて行う調査等により、補助金交付の適否を決定し、名護市放課後児童健全育成事業補助金交付決定通知書（様式第2号）を申請者に交付するものとする。

(交付変更申請)

第6条 前条の規定により交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助金の交付決定を受けた後の事情の変更等により申請の内容を変更する場合は、名護市放課後児童健全育成事業補助金内容変更承認申請書（様式第3号）及び変更後の第4条第2号に規定する補助金所要額調書その他市長が必要と認める書類を市長へ提出するものとする。

(実績報告)

第7条 補助事業者は、補助事業の終了後、名護市放課後児童健全育成事業補助金実績報告書（様式第4号）に次に掲げる書類を添えて、これを事業完了年度の翌年度4月3日までに市長に提出しなければならない。

- (1) 補助金清算書
- (2) 収支決算書

(3) その他参考となる書類

(補助金の交付の時期)

第8条 市長は、前条の規定による実績報告書を受領したときは、遅滞なく当該報告書に係る審査及び必要に応じて行う現地調査により、補助金交付の可否を当該補助事業者に対して、名護市放課後児童健全育成事業補助金交付確定通知書(様式第5号)により通知するものとし、確定後に補助金を交付するものとする。ただし、市長は事業の円滑を図るために必要と認めるときは、第5条の規定による補助金の交付決定後に概算払いにより交付することができる。

(補助金の交付決定の取り消し又は補助金の返還)

第9条 市長は、補助金の交付を受けた補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、交付決定を取り消し又は補助金を打ち切り若しくは既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命じることができる。

- (1) 申請書その他の関係書類に虚偽の記載をしたとき。
- (2) 決定通知の内容又はこれに付した条件その他市長の指示に違反したとき。
- (3) 補助金について、不正な行為があったとき。
- (4) その他この要綱に違反したとき。

(補助金の経理等)

第10条 補助事業者は、補助事業についての帳簿を備え、他の経理と区分して補助事業に関する収入額及び支出額を記載し、補助金の使途を明らかにしておかなければならない。

2 補助事業者は、前項に規定する帳簿を、補助事業終了の日の属する年度の終了後5年間保管しなければならない。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則(平成24年5月24日告示第94号)

この要綱は、告示の日から施行し、平成24年4月1日から適用する。

附 則(平成25年5月31日告示第94—2号)

この要綱は、告示の日から施行し、平成25年4月1日から適用する。

附 則(平成26年4月1日告示第58—2号)

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則(平成26年7月31日告示第124号)

この要綱は、告示の日から施行し、平成26年4月1日から適用する。

附 則(平成27年2月5日告示第15号)

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則(平成27年5月21日告示第115—2号)

この要綱は、告示の日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

附 則（平成28年6月21日告示第120号）

この要綱は、告示の日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

附 則（平成28年10月31日告示第169号）

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則（平成29年6月28日告示第145号）

この要綱は、告示の日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

附 則（平成30年8月31日告示第147—2号）

この要綱は、告示の日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

附 則（平成31年2月21日告示第18—2号）

この要綱は、告示の日から施行し、平成31年2月7日から適用する。

附 則（令和元年10月7日告示第168号）

この要綱は、告示の日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

附 則（令和2年6月1日告示第135—2号）

この要綱は、告示の日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

附 則（令和2年7月8日告示第157号）

この要綱は、告示の日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

附 則（令和3年3月26日告示第63号）

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

名護市放課後児童健全育成事業補助金基準額表

	補助基準額	対象経費
1 放課後児童健全育成事業	1 開設日数250日以上 (1) 1支援（年間平均登録児童数10～19人）当たり 年額 2,510,000円－（19人－年間平均登録児童数） ×28,000円 (2) 1支援（年間平均登録児童数20～35人）当たり 年額 4,577,000円－（36人－年間平均登録児童数） ×26,000円 (3) 1支援（年間平均登録児童数36～45人）当たり 年額 4,577,000円 (4) 1支援（年間平均登録児童数46～70人）当たり 年額 4,577,000円－（年間平均登録児童数－45人） ×63,000円 (5) 1支援（年間平均登録児童数71人以上）当たり	放課後児童クラブの運営に要する経費（飲食物費を除く。）

	<p>年額 2,917,000円</p> <p>(6) 開設日数加算額（原則として1日8時間以上開設する場合） 18,000円×251日～300日までの250日を超える日数</p> <p>(7) 長時間開設加算額 ア 平日分（1日6時間を超え、かつ、18時を超えて開設する場合） 399,000円×「1日6時間を超え、かつ、18時を超える時間」の年間平均時間数 イ 長期休暇分（1日8時間を超えて開設する場合） 179,000円×「1日8時間を超える時間」の年間平均時間数</p> <p>2 開設日数200以上249日以下（特例分） (1) 1支援（年間平均登録児童数20人以上）当たり 年額 3,011,000円 (2) 1支援（年間平均登録児童数10～19人）当たり 年額 1,701,000円 (3) 長時間開設加算額（1日6時間を超え、かつ、18時を超えて開設する場合） 年額 399,000円×「1日6時間を超え、かつ、18時を超える時間」の年間平均時間数</p>	
2 放課後児童クラブ環境改善事業	<p>1 通知別添2の3(2)③及び④に定める事業を実施する場合 (1) 小学校の余裕教室を活用して放課後児童健全育成事業所を設置するとともに放課後子ども教室と一体的に実施する場合 2,000,000円 (2) 幼稚園、認定こども園等を活用する場合 5,000,000円</p> <p>2 開所準備経費を含まない場合（1を除く。） 1,000,000円</p> <p>3 開所準備経費を含む場合（1を除く。） 1,600,000円</p>	施設の改修、修繕等、環境整備に必要な経費
3 障がい児受入推進事業	1支援当たり年額 1,900,000円	障がい児受入推進事業の実施に必要な経費
4 放課後児童クラブ	1支援当たり年額 493,000円	児童の送迎に必要な経費の

ラブ送迎支援事業		燃料費
5 放課後児童支援員等処遇改善等事業	1 家庭、学校等との連絡及び情報交換等の育成支援に 主担当として従事する職員を配置 1,677,000円 2 上記1の「家庭、学校等との連絡及び情報交換等」に加え、地域との連携・協力等の育成支援に主担当として従事する常勤職員を配置 3,158,000円	放課後児童支援員等処遇改善等事業を実施するために必要な給料、職員手当（時間外勤務手当、期末勤勉手当、通勤手当）、共済費（社会保険料）、賃金、委託料及び補助金
6 障がい児受入強化推進事業クラブ	1 支援当たり年額 1,900,000円	障がい児受入強化推進事業の実施に必要な経費
7 小規模放課後児童クラブ支援事業	1 支援の単位当たり年額 591,000円	放課後児童支援員等適正配置推進事業に必要な給料
8 ひとり親家庭学童利用料負担軽減事業	放課後健全育成事業を行う者であって、児童扶養手当又は母子父子家庭等医療費助成の受給者に対して利用料の減免を行っているものについて、次の額を放課後健全育成事業の補助額に加算する。 月額利用料から8,000円を減じた額と5,000円とを比較して低い額×児童数×12	
9 放課後児童クラブにおける要支援児童等対応推進事業	要支援児童等の対応や関係機関との連携強化等の業務を行う職員を配置 1 事業所当たり年額 1,261,000円	放課後児童クラブにおける要支援児童等対応推進事業の実施に必要な経費
10 放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業	1 放課後児童支援員を配置 対象職員1人当たり 年額129,000円 2 おおむね経験年数5年以上の放課後児童支援員で、一定の研修を受講した者を配置 対象職員1人当たり 年額258,000円 3 2の条件を満たす概ね経験年数10年以上の放課後児童支援員で、事務所長（マネジメント）的立場にある者を配置 対象職員1人当たり 年額388,000円。ただし、1支援の単位あたりの基準額は、904,000円を上限とする。	放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業を実施するために必要な給料、職員手当（時間外勤務手当、期末勤勉手当、通勤手当）、共済費（社会保険料）、賃金、委託料及び補助金

11 放課後児童クラブ等環境改善整備推進事業	対象経費に4分の3を乗じた額。ただし、1支援の単位当たりの基準額は、500,000円を上限とする。	放課後児童クラブ等環境改善整備推進事業を実施するために必要なシステム導入
12 新型コロナウイルス感染症対策臨時休業時特別開所支援事業	1支援の単位当たり日額11,000円	費用、備品購入費、需用費（消耗品費）、役務費（通信運搬費）、工事費、委託料
13 新型コロナウイルス感染症対策臨時休業時特別開所人材確保支援事業	1支援の単位当たり日額21,000円	新型コロナウイルス感染症対策臨時休業時特別開所支援事業等の実施に必要な経費（飲食物費を除く。）
14 新型コロナウイルス感染症対策臨時休業時障がい児受入推進事業	1支援の単位当たり日額6,000円	
15 新型コロナウイルス感染症対策臨時休業時障がい児受入強化推進事業	1支援の単位当たり日額6,000円	
16 新型コロナウイルス感染症対策利用料減免事業	1人当たり日額500円を上限とする。	市が新型コロナウイルス感染症拡大防止を図るために、放課後児童クラブを臨時休業させた場合等に、日割り利用料を市が保護者へ返還する場合等の経費
17 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止を図る事業	1支援の単位当たり500,000円を上限とし、事業実施年度の対象経費の実支出額の合計とする。	新型コロナウイルス感染症の拡大防止を図る事業の実施のために必要な経費（飲食物費を除く。）

備考 事業実施月数が1月に満たない端数を生じた場合及び12月に満たない場合の各事業における補助基準額の計算方法については、それぞれ通知の別添の各事業の補助基準額の計算方法によるものとする。

様式第1号(第4条関係)

年 月 日

名護市長 殿

所在地

児童クラブ名

代表者氏名

印

名護市放課後児童健全育成事業補助金交付申請書

次のとおり 年度名護市放課後児童健全育成事業を実施したいので、名護市放課後児童健全育成事業補助金交付要綱第4条の規定に基づき、関係書類を添えて申請します。

記

1 補助申請額 金 円

2 添付書類

- (1) 事業計画書
- (2) 補助金所要額調書
- (3) 役員名簿
- (4) 児童名簿
- (5) 収支予算書
- (6) 指導員調書
- (7) 傷害保険証の写し
- (8) その他市長が必要と認める書類

様式第2号(第5条関係)

名護市指令 第 号

年度名護市放課後児童健全育成事業補助金交付決定通知書

児童クラブ名

年 月 日付け申請のあった 年度名護市放課後児童健全育成事業補助金  
については名護市補助金等の交付に関する規則(昭和56年9月17日規則第8号)及び名護市放  
課後児童健全育成事業補助金交付要綱(平成23年4月1日告示第80—4号)の規定により、下記  
のとおり交付することに決定したので通知します。

年 月 日

名護市長

記

1 補助金の額及び補助対象事業は、次のとおりとする。

事業名	補助金の額(円)
1 放課後児童健全育成事業	
2 放課後児童クラブ環境改善事業	
3 障がい児受入推進事業	
4 放課後児童クラブ送迎支援事業	
5 放課後児童支援員等処遇改善等事業	
6 障がい児受入強化推進事業クラブ	
7 小規模放課後児童クラブ支援事業	
8 ひとり親家庭学童利用料負担軽減事業	
9 放課後児童支援キャリアアップ処遇改善事業	
10 放課後児童クラブ等環境改善整備推進事業	
合計	

2 補助金交付の条件

様式第3号(第6条関係)

年 月 日

名護市長 殿

所在地

児童クラブ名

代表者氏名

印

名護市放課後児童健全育成事業補助金事業内容変更承認申請書

〇〇年〇月〇日付け名〇〇第〇〇号で交付決定のあった名護市放課後児童健全育成事業について、名護市放課後児童健全育成事業補助金交付要綱の規定に基づき、下記のとおり補助事業の内容を変更したいので関係書類を添えて申請します。

記

1 当初交付決定額	金	円
変更承認申請額	金	円
増減額	金	円

2 添付書類

- (1) 補助金所要額調書
- (2) その他市長が必要と認める書類

様式第4号(第7条関係)

年 月 日

名護市長 殿

所在地  
児童クラブ名  
代表者氏名 印

名護市放課後児童健全育成事業実績報告書

年 月 日付け名護市指令 第 号で補助金の交付決定を受けた事業について、  
下記のとおり事業が完了したので、名護市放課後児童健全育成事業交付要綱第6条の規定に  
基づき、関係書類を添えて報告します。

記

1 補助金精算額 金 \_\_\_\_\_ 円

2 事業完了年月日 年 月 日

- 3 添付書類
- (1) 補助金清算書
  - (2) 収支決算書
  - (3) その他参考となる書類

様式第5号(第8条関係)

名護市達 第 号

年度名護市放課後児童健全育成事業補助金確定通知書

児童クラブ名

年 月 日付け名護市指令 第 号にて交付決定した、 年度名護市放課後児童健全育成事業補助金については実績報告書を精査した結果、名護市補助金等の交付に関する規則(昭和56年9月17日規則第8号)及び名護市放課後児童健全育成事業補助金交付要綱(平成23年4月1日告示第80—4号)の規定により適正と認め、指令額どおり 円に(指令額 円を 円に修正の上)確定します。

年 月 日

名護市長

記

事業名	確定補助金額(円)
1 放課後児童健全育成事業	
2 放課後児童クラブ環境改善事業	
3 障がい児受入推進事業	
4 放課後児童クラブ送迎支援事業	
5 放課後児童支援員等処遇改善等事業	
6 障がい児受入強化推進事業クラブ	
7 小規模放課後児童クラブ支援事業	
8 ひとり親家庭学童利用料負担軽減事業	
9 放課後児童支援キャリアアップ処遇改善事業	
10 放課後児童クラブ等環境改善整備推進事業	
合計	

様式第1号 (第4条関係)

様式第2号 (第5条関係)

様式第3号 (第6条関係)

様式第4号 (第7条関係)

様式第5号 (第8条関係)